

板柳町新婚生活家賃補助金 補助要件一覧

補助金の交付対象は、次の全ての要件を満たす方及び住宅とします。

番号	要件	摘要
1	補助金を申請する日において新婚世帯(婚姻した日から2年以内の夫婦を含む世帯)であること。	
2	一戸建て住宅又は共同住宅で、自己の居住の用に供するために所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結した住宅に住むこと。	※
3	公営住宅等の公的賃貸住宅、事業主が給与の一部として提供する社宅、官舎、寮等でないこと。 その他町長がこの要綱趣旨に合わないとする住宅。	
4	対象となる住居が板柳町内にあり、当該住居を住所地として住民基本台帳に記録し、定住していること。	
5	生活保護、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。	
6	申請者及び生計を同一にしている世帯員に町税等の滞納がないこと。 ただし、町外から転入する世帯員にあつては本町への転入前の住所地における市区町村税の滞納がないこと。	
7	家賃を滞納していないこと。	
8	板柳町暴力団排除条例(平成24年板柳町条例第10号)に規定する暴力団員が世帯員にいないこと。	

※ただし、2については勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分を控除した額とする。(複数名いる場合は各々控除の対象とする。)